平成30年7月2日

積算基準等の適用時期について

大阪府環境農林水産部で使用する下記積算基準等の適用時期は、平成30年度については、以下のとおりとします。

１．農空間整備事業関係　積算基準

◎　土地改良工事積算基準（土木工事）

◎　土地改良工事積算基準（機械経費）

◎　土地改良工事積算基準（施設機械）

◎　土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）

* 適用時期は金抜設計書の積算書鏡の「積算体系年月」で確認してください。

積算体系年月

【平成30年 9月】以前　　の場合　　→　　平成29年度歩掛を適用

【平成30年10月】以降　 の場合 →　　平成30年度歩掛を適用

* 平成29年度歩掛について

平成29年度土地改良工事積算基準（土木工事）に記載の歩掛のうち、「平成29年9

　　　　　　月30日まで適用」の歩掛・基準等は、大阪府では適用しません。

大阪府では平成29年度歩掛は、「平成29年10月1日から適用」の歩掛・基準を適

　　　　　　用しますのでご注意ください。

* 平成30年度歩掛について

平成30年度土地改良工事積算基準（土木工事）（施設機械）に記載の歩掛のうち、

「平成30年9月30日まで適用」の歩掛・基準等は、大阪府では適用しません。

大阪府では平成30年度歩掛は、「平成30年10月1日から適用」の歩掛・基準を適

用しますのでご注意ください。

積算体系年月

積算体系年月

9.30

10.1

～　平成30年9月

平成30年10月　～

平成29年度積算基準

■平成29年度土地改良工事積算基準

（土木工事）

平成29年10月1日から適用と

記述されている歩掛りを使用

平成30年度積算基準

■平成30年度土地改良工事積算基準

（土木工事）（施設機械）

平成30年10月1日から適用と

記述されている歩掛りを使用

２．治山事業関係　積算基準

◎　森林整備保全事業設計積算要領　及び　標準歩掛

◎　森林土木木製構造物施工マニュアル

◎　森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領

平成30年度歩掛の適用月については、現在調整中です。決定次第お知らせします。

なお、治山事業関係の積算基準を使用している発注案件では、基本的に、設計書に添付して

いる「特記仕様書」内に、適用している積算基準名及び適用年度を記載しています。必ず特記仕様書により確認していただくようお願いします。また「単価適用年月日」は、金抜設計書の積算書総括情報表に記載しています。

※　都市整備部と同じ積算システムにより積算している発注案件（設計書の書式が同じである

発注案件）については、建設機械経費等については都市整備部の適用時期と同じとなって

いますのでご留意願います。

３．そのほかの積算基準

　　例）都市整備部の　建設工事積算基準など

　　 環境農林水産部が所管していない積算基準・歩掛等を使用している場合は、

(１)　見積参考資料に、使用している歩掛等を記載。

(２)　特記仕様書に、適用している積算基準・歩掛等の名称及び適用年度を記載。

としていますので、見積参考資料や特記仕様書などで確認してください。

なお、適用年月日は、原則として所管の適用に従っています。

なお、◎の印のある積算基準は、府政情報センターで閲覧できます。

（市販されている基準のため、HPでの閲覧はできません）。

|  |
| --- |
| 問合せ先：  環境農林水産部  検査指導課契約検査G  電話　06-6941-0351(代表)  　内線2726、2727 |